

議員提出議案第7号

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会」で実施した証人尋問において中村誠仁氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき、大阪地方検察庁に告発する。

令和2年9月29日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	坂	元	正	幸
同	土	江	俊	幸
同	嶋	田	英	史

記

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

守口市議会議長 立住 雅彦

(2) 被告発人

中村 誠仁

2 告発の趣旨

(1) 被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、令和2年5月21日に開催された臨時会において、「新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委託し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、令和2年7月28日に証人尋問を行った。

証人尋問において、被告発人は、同条第2項において準用する民事訴訟法に関する法令の規定により宣誓した上で、杉本委員の「中村副市長、あなたは維新市議団に感染者の個人情報の漏えいは行っていませんか。」という尋問に対して、「行っておりません。」と証言した。

しかし、同委員会に提出された維新市議団提出録音テープの文字起こし資料の36頁の上から5行目、37頁の下段において、被告発人は、「先生方も知ってられるんで個人情報ですが言いますけど、本人も妊娠してるのわかってますから」という発言をし

ており、維新市議団に感染者の個人情報を開示したことは明らかである。これは、維新市議団から、新型コロナウイルス感染防止対策について質問されたことに対する被告発人の回答であり、いわゆる「オフレコ」の場での発言ではない。よって、上記証人の証言は、虚偽の陳述をしたものである。